

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	1.3E+1				2.6E+1		1.3E+3	1,321.9
2	アクリルアミド	1.4E+0						1.4E-1	1.6
3	アクリル酸エチル	6.5E+0						4.2E+2	430.3
4	アクリル酸及びその水溶性塩	2.5E+1						9.9E-2	25.1
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							4.2E+2	423.8
6	アクリル酸-2-ヒドロキシエチル	2.4E-1						1.0E-3	0.2
7	アクリル酸n-ブチル	5.0E+1						3.1E-2	50.0
8	アクリル酸メチル	4.5E-2						4.2E+2	423.9
9	アクリロニトリル	8.5E-2						2.5E+2	248.2
10	アクroleイン		4.9E+3					9.2E+2	5,829.0
11	アジ化ナトリウム	2.0E-1							0.2
12	アセトアルデヒド	1.1E-2	4.0E+4					5.5E+3	45,132.6
13	アセトニトリル	2.0E+2						1.9E+2	390.2
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	1.2E-3						6.5E-4	0.0
17	o-アニシジン								
18	アニリン	1.5E-1						2.8E-2	0.2
20	2-アミノエタノール	4.2E+2			6.1E+4			4.7E+4	107,857.0
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					6.1E+2	4.8E+1		656.6
23	p-アミノフェノール								
24	m-アミノフェノール								
25	メトリブジン					2.7E+1			27.3
27	メタミトロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							1.6E+1	16.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(C:10-14及びその混合物)	4.0E+2			1.2E+5			4.7E+4	172,762.7
31	アンチモン及びその化合物	4.9E+1						1.4E+2	193.5
33	石綿								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
34	IPDI	1.5E+0							1.5
36	イソブレン							7.0E+3	6,974.9
37	ビスフェノールA							3.2E+0	3.2
40	ピフェナゼート					3.4E+2			340.0
41	フルトラニル					1.7E+2			173.0
42	2-イミダゾリジンチオン	4.6E+0							4.6
43	イミノクタジン								
44	インジウム及びその化合物	5.3E-4						1.4E-1	0.1
46	キザロホップエチル					7.0E+1			70.0
47	ブタミホス					2.9E+2			287.0
49	ペンディメタリン					2.5E+3			2,504.2
50	モリネート								
51	2-エチルヘキサ酸	1.0E+2						9.6E-1	103.2
52	アラニカルブ					1.9E+3			1,920.0
53	エチルベンゼン	1.0E+5	4.9E+4	1.6E+5				1.8E+4	332,408.3
54	ホスチアゼート					4.0E+2			396.0
56	エチレンオキシド	1.2E+3						3.9E+1	1,223.8
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	1.8E+3						1.4E+1	1,799.9
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	1.0E+2						2.8E-1	101.8
59	エチレンジアミン	4.7E-2						1.7E-3	0.0
60	エチレンジアミン四酢酸	8.2E+0			7.7E+1			1.9E+2	274.3
61	マンネブ					2.1E+3			2,100.0
62	マンコゼブ(マンゼブ)					7.2E+4			71,632.0
63	ジクアトジプロミド(ジクワット)					8.0E+2			798.0
64	エトフェンプロックス					2.4E+3	7.7E+1		2,499.2
65	エピクロロヒドリン	1.1E-1							0.1
68	1,2-エポキシプロパン(酸化プロピレン)	6.9E-2							0.1
69	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
70	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物					1.8E+1			17.8
71	塩化第二鉄	7.3E-1							0.7
73	1-オクタノール	2.3E-1						2.2E-4	0.2
74	p-オクチルフェノール	8.2E-1							0.8
75	カドミウム及びその化合物	3.4E-2						3.0E+1	29.7
76	-カプロラクタム	4.4E-1						4.9E-1	0.9
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	1.5E+5	1.8E+5	3.5E+5				2.0E+5	880,196.3
81	キノリン	1.0E-4							0.0
82	銀及びその水溶性化合物	3.1E+1						2.8E+1	59.1
83	クメン	1.7E+3	6.9E+2					5.5E+0	2,346.4
84	グリオキサール								
85	グルタルアルデヒド	4.2E+1						1.3E-2	42.3
86	クレゾール	8.0E-3						1.3E+2	125.4
87	クロム及び3価クロム化合物	6.7E+0						1.2E+2	126.9
88	6価クロム化合物	3.5E+0							3.5
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					3.1E+2			307.3
91	シアナジン					8.1E+2			808.0
92	トルフェンピラド					3.0E+2			297.0
93	メトラクロール					5.0E+2			497.7
94	クロロエチレン(塩化ビニル)							1.5E+0	1.5
95	フルアジナム					9.8E+2			976.5
96	ジフェノコナゾール					9.3E+1			93.0
98	クロロ酢酸								
99	クロロ酢酸エチル								
100	プレチラクロール					1.4E+3			1,386.3
101	アラクロール					1.7E+3			1,709.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)							6.9E+3	6,870.3
104	クロロジフルオロメタン (HCFC-22)							6.4E+4	63,557.1
108	メコプロップ					1.3E+3			1,256.8
113	シマジン (CAT)					1.6E+2			155.0
114	インダノファン					1.1E+1			10.8
115	フェントラザミド					1.6E+3			1,571.2
116	ヘキシチアゾクス					5.0E+1			50.0
117	テブコナゾール					6.9E+2	7.4E+0		701.3
118	マイクロブタニル					4.1E+1			40.7
119	フェンブコナゾール					2.2E+1			22.0
123	3-クロロプロペン (塩化アリル)								
124	クミルロン					3.3E+1			33.0
125	クロロベンゼン	2.3E+2						1.7E+3	1,902.8
127	クロロホルム	3.1E+2						2.4E+3	2,725.5
132	コバルト及びその化合物	4.3E+1						1.9E+2	228.0
133	酢酸2-エトキシエチル	1.5E+3						1.2E-2	1,543.2
134	酢酸ビニル	6.2E+2						4.3E+2	1,053.8
137	シアナミド					1.2E+2			118.0
138	ジクロシメット								
139	トラロメリン					2.8E+0	2.7E+1		29.5
140	フェンプロパトリン					8.3E+1	7.2E+0		90.5
141	シモキサニル					1.9E+2			192.0
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	4.6E+1				1.3E+2		3.2E+2	489.3
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール								
147	チオベンカルブ								
148	カフェンストロール					1.5E+3			1,548.5
149	四塩化炭素	2.3E-1							0.2
150	1,4-ジオキサソ	3.3E+1						4.7E+1	80.4

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					1.9E+3			1,890.0
153	テトラメトリン						8.7E+2		874.6
154	シクロヘキシルアミン								
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	8.0E+0						3.8E+0	11.8
157	1,2-ジクロロエタン	3.9E+1						6.1E-1	39.6
161	ジクロロジフルオロメタン (CFC-12)							1.1E+4	10,723.5
162	プロピザミド					7.5E+2			748.0
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (HCFC-123)							2.2E+3	2,196.9
168	イプロジオン					6.4E+2			641.2
169	ジウロン					8.7E+2			870.0
170	テトラコナゾール					1.2E+1			11.6
171	プロピコナゾール					5.4E+1		3.0E+1	83.5
172	オキサジクロメホン					3.7E+2			365.4
174	リニュロン					6.6E+2			658.5
175	2,4-D (2,4-PA)					7.5E+2			746.1
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC- 141b)							1.9E+4	18,585.4
178	1,2-ジクロロプロパン							5.2E+1	52.3
179	D-D					2.5E+4			24,884.0
181	ジクロロベンゼン	7.3E-1					1.0E+3	1.9E+5	189,236.4
182	ピラゾキシフェン					2.0E+1			20.0
183	ピラゾレート					1.7E+3			1,730.0
184	ジクロベニル (DBN)					2.1E+3			2,053.1
185	ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)							1.5E+4	14,625.3
186	ジクロロメタン (塩化メチレン)	4.1E+4						3.7E+1	40,634.4
187	ジチアノン					1.8E+3			1,764.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン								
190	ジシクロペンタジエン	7.9E-3							0.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
191	イソプロチオラン					8.6E+2			856.0
195	プロチオホス					5.7E+2			568.0
196	メチダチオン(DMTP)								
197	馬拉ソン(馬拉チオン)					3.3E+3			3,251.0
198	ジメトエート								
199	CIフルオレスセント260								
203	ジフェニルアミン	2.6E+0							2.6
204	ジフェニルエーテル								
206	カルボスルファン					3.3E+1			33.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	6.4E+0						8.9E+1	95.2
209	ジブロモクロロメタン							6.5E+2	650.8
210	2,2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド								
212	アセフェート					1.1E+4			11,007.1
213	N,N-ジメチルアセトアミド	1.6E+2						1.5E+1	175.2
216	N,N-ジメチルアニリン	1.2E-2							0.0
217	チオシクラム					1.5E+2			150.0
218	ジメチルアミン	2.4E+0						5.1E-3	2.4
221	ベンフラカルブ					1.9E+2			190.0
224	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシ ド	8.0E+1			2.9E+4			2.6E+2	28,906.3
225	トリクロルホン(DEP)					3.5E+2	9.1E+0		359.1
227	パラコートジクロリド(パラコート)					5.7E+2			570.0
229	チオファネートメチル					4.0E+3			3,992.4
232	N,N-ジメチルホルムアミド	2.4E+4							24,198.2
233	フェントエート(PAP)					2.1E+3			2,117.0
234	臭素	1.7E-1							0.2
235	臭素酸の水溶性塩	3.7E-4							0.0
236	アイオキシニル					2.7E+2			270.0
237	水銀及びその化合物	1.5E+0						6.3E+1	64.2

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
239	有機スズ化合物	4.6E+0							4.6
240	スチレン	3.3E+3	1.4E+4	4.8E+2				5.2E+2	18,054.1
242	セレン及びその化合物	8.9E-3						1.1E+2	110.1
243	ダイオキシン類							1.3E+3	1,313.3
244	ダゾメット					6.6E+4			65,813.0
245	チオ尿素	3.0E-4						1.3E-3	0.0
248	ダイアジノン					1.1E+4	8.0E+0		11,303.0
249	クロルピリホス					4.9E+2			485.0
250	イソキサチオン					6.9E+2			691.0
251	フェニトロチオン (MEP)					1.2E+4	6.4E+2		12,729.1
252	フェンチオン (MPP)						2.1E+2		207.7
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス (IBP)								
255	デカブロモジフェニルエーテル	6.2E-1							0.6
256	デカン酸						3.7E+0		3.7
257	デシルアルコール					9.6E+0		2.3E-2	9.6
258	ヘキサメチレンテトラミン	2.6E+0						1.3E+3	1,260.3
259	ジスルフィラム	1.7E+1							17.1
260	クロロタロニル (TPN)					4.4E+3			4,417.6
261	フサライド					1.6E+3			1,564.5
262	テトラクロロエチレン	4.6E+3						6.3E+1	4,631.0
266	テフルトリン					8.9E+1			88.5
267	チオジカルブ					7.9E+1			79.0
268	チウラム (チラム)	1.4E+1				1.3E+3			1,294.0
270	テレフタル酸	8.1E-4						1.0E-3	0.0
271	テレフタル酸ジメチル								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	7.1E+0				7.0E+2		1.5E+2	852.3
273	1-ドデカノール	3.1E-1						4.8E+1	48.4

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
275	ドデシル硫酸ナトリウム	1.6E+2			4.5E+4			1.4E+4	59,103.4
276	テトラエチレンペンタミン	2.8E+0						9.3E+0	12.2
277	トリエチルアミン	3.6E+2						2.7E+2	628.4
278	トリエチレンテトラミン	4.4E+0						3.9E+1	43.7
281	トリクロロエチレン	1.1E+4						8.7E+1	11,360.3
282	トリクロロ酢酸	1.9E+0						4.0E+0	5.9
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					6.7E+3			6,735.0
286	トリクロロビル					4.6E+2			458.0
288	トリクロロフルオロメタン (CFC-11)							1.9E+4	18,675.4
290	トリクロロベンゼン								
291	イソシアヌル酸トリグリシジル								
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					5.5E+3			5,480.0
294	2,4,6-トリプロモフェノール							4.2E+0	4.2
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2.9E+4	2.8E+4					3.7E+3	60,425.8
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.2E+4	1.8E+4	4.0E+4				1.7E+3	72,451.0
298	トリレンジイソシアネート	3.8E+0							3.8
299	トルイジン	3.9E-2							0.0
300	トルエン	2.2E+5	3.3E+5	1.8E+5				1.9E+4	744,376.4
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	3.2E+3	5.6E+2					3.2E+3	7,011.1
304	鉛	7.6E-2							0.1
305	鉛化合物	8.6E+0						2.3E+2	240.4
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	1.4E-1							0.1
308	ニッケル	1.4E-3						6.7E-1	0.7
309	ニッケル化合物	3.3E+0						2.2E+3	2,233.4
310	ニトリロ三酢酸								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
316	ニトロベンゼン	6.5E-1							0.6
317	ニトロメタン	1.3E-1							0.1
318	二硫化炭素	9.4E-1						4.1E-2	1.0
320	ノニルフェノール	2.5E-2						2.0E-1	0.2
321	バナジウム化合物	1.2E-1						1.6E+2	165.0
322	Clディスパーズブルー 79:1	1.1E+1						1.1E+1	21.9
323	シメトリン					1.2E+2			120.0
325	オキシソ銅					3.2E+3			3,205.0
328	ジラム	2.7E+0				6.4E+1		2.1E+0	68.8
329	ポリカーバメート							1.4E+2	140.3
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペル オキシド	1.5E+1						1.6E-2	15.1
331	カズサホス					1.3E+2			129.0
332	砒素及びその無機化合物	3.4E-5						2.4E+1	24.5
333	ヒドラジン	2.8E+0							2.8
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル								
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド								
336	ヒドロキノ	3.4E+0						3.4E+0	6.8
341	ビベラジン								
342	ピリジン	1.2E+0						1.2E+0	2.3
343	カテコール								
346	2-フェニルフェノール								
348	フェニレンジアミン								
349	フェノール	6.8E+1						3.1E+1	99.1
350	ペルメトリン					2.5E+2	1.5E+2		401.9
351	1,3-ブタジエン		1.6E+4					1.2E+3	17,143.6
353	フタル酸ジエチル								
354	フタル酸ジ-n-ブチル	2.9E+1		6.4E+2				7.6E+0	680.2
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	2.8E+2						2.5E+1	301.7

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
356	フタル酸n-ブチル=ベンジル	9.9E+0							9.9
357	ブプロフェジン					8.2E+2			822.0
358	テブフェノジド					1.8E+1			17.5
360	ベノミル					1.3E+3			1,250.0
361	シハロホップブチル					2.1E+3			2,056.8
362	ジアフェンチウロン					1.0E+2			100.0
363	オキサジアゾン					4.2E+2			424.0
364	フェンピロキシメート					9.2E+1			92.0
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール	7.1E-1						1.0E-2	0.7
369	プロバルギット(BPPS)					3.9E+2			390.0
370	ピリダベン					1.3E+3			1,257.5
371	テブフェンピラド					3.0E+1			30.0
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールス ルフェンアミド	4.7E+1							47.1
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	3.9E+3						2.0E+4	23,725.0
376	ブタクロール					2.1E+3			2,056.5
378	プロビネブ					1.8E+3			1,820.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	プロモジクロロメタン							1.3E+3	1,288.2
382	プロモトリフルオロメタン(ハロン-1301)							8.4E+2	840.0
383	プロマシル					1.3E+3			1,309.0
384	1-プロモプロパン	8.2E+3							8,240.8
386	プロモメタン					8.6E+4			86,392.5
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=ク ロリド	8.5E+0			1.3E+3			2.6E+2	1,585.3
390	ヘキサメチレンジアミン								
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	1.1E+0							1.1
392	n-ヘキサン	5.1E+4	6.0E+4					5.8E+3	116,527.8
393	ベタナフトール								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
394	ベリリウム及びその化合物							2.0E+1	19.9
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	3.3E+0							3.3
398	ベンジル=クロリド	1.4E-2							0.0
399	ベンズアルデヒド	5.1E-3	4.6E+3					1.7E+2	4,772.5
400	ベンゼン	3.4E+3	8.8E+4					7.1E+3	98,094.7
402	メフェナセツト					2.0E+3			1,954.5
403	ベンゾフェノン	9.4E-3						2.0E-3	0.0
405	ほう素化合物	1.9E+2					2.1E+1	3.6E+4	35,739.3
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテ ル(C:12-15及びその混合物)	1.2E+3			4.3E+5			2.8E+4	460,316.4
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニ ルエーテル	8.2E+1			9.4E+2			1.8E+3	2,817.4
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテ ル硫酸エステルナトリウム	6.1E+1			9.6E+4			3.7E+4	133,065.4
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニ ルエーテル	1.6E+3			2.0E+3			4.8E+3	8,381.0
411	ホルムアルデヒド	2.5E+4	1.0E+5					5.0E+3	133,967.5
412	マンガン及びその化合物	3.1E+0						8.4E+1	87.2
413	無水フタル酸	1.3E+0						1.3E-3	1.3
414	無水マレイン酸	1.6E-2						8.7E-5	0.0
415	メタクリル酸	5.9E+1						1.2E+0	59.9
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	3.1E-2						2.7E-2	0.1
419	メタクリル酸n-ブチル								
420	メタクリル酸メチル	8.6E+2						2.3E+2	1,085.1
422	フェリムゾン					1.7E+3			1,734.0
423	メチルアミン	5.4E-4						1.4E-3	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					5.8E+2			580.0
427	カルバリル(NAC)					1.1E+3	2.9E+2		1,386.3
428	フェノブカルブ(BPMC)					5.0E+2	1.3E+2		623.9
429	ハロスルフロンメチル					6.6E+2			655.4
430	インドキサカルブ					2.0E+1			20.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
431	アゾキシストロピン					9.2E+2			923.5
432	アミトラズ					2.5E+3			2,520.0
433	カーバム					8.5E+2			850.0
434	オキサミル					1.1E+1			11.2
435	ピリミノバックメチル					9.4E+0			9.4
436	-メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	1.1E+1						5.5E+2	561.6
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド	1.5E-1						2.2E-2	0.2
442	メプロニル								
443	メソミル					1.4E+3			1,408.5
444	トリフロキシストロピン					1.3E+2			126.0
445	クレソキシムメチル					1.5E+3			1,465.2
447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジ イソシアネート								
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシア ネート	3.4E+1						5.2E-2	33.9
449	フェンメディファム								
450	ピリプチカルブ					6.2E+2			622.0
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	3.2E+1							32.4
453	モリブデン及びその化合物	3.0E+0						2.8E+2	284.5
454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	4.8E-1							0.5
455	モルホリン	2.1E+1						2.8E+1	49.1
456	リン化アルミニウム								
457	ジクロルボス (DDVP)						1.6E+3		1,635.2
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)								
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							1.5E+0	1.5
460	りん酸トリトリル	3.5E+0							3.5
461	りん酸トリフェニル	5.8E+0						1.1E+1	16.4
合 計		7.0E+5	9.4E+5	7.3E+5	7.9E+5	3.8E+5	5.2E+3	8.6E+5	4,408,567.1

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)「移動体」の排出量の一部は、都道府県別に区分できないため、都道府県合計と全国合計は一致しない物質があります。